

松江藩士に関する実録『宝武実情記』（下）

田 中 則 雄
(島根大学法文学部)

摘 要

『宝武実情記』は、一七六〇年代に起こったとされる、松江藩士による敵討事件に関する実録である。本作には、特に事件の経緯、人物の捉え方において、実録としての様式的特徴が認められる。

キーワード…実録 近世小説

『宝武実情記』について

この実録に記されるのは、以下のような話である。——宝暦一二年（一七六二）五月、松江の武士村本左仲太が早川源蔵に討たれ、その弟左源次が敵討を志し、美作国勝山で源蔵を見出すも、卑劣な手段で返り討ちに遭う。横死した兄弟の父村本九右衛門の友人瀬村覚右衛門は、既に亡き左源次を敢えて養子とし九右衛門から貰い受けたとした上で、敵の行方を求めて諸国を廻り、終に石見国津和野で源蔵を見出し、決闘の末討ち取る。

以下本作に関して考察したところを記す。作中には幾つかの地名が

見られる。まず松江とその近辺の地名に関して、出雲国の地誌『雲陽誌』（享保二年（一七一七）成。島根大学附属図書館桑原文庫蔵二五冊本に拠る）を参看しつつ掲げる。瀬村覚右衛門は島根郡笠の浦に蝨居していたが、村本九右衛門が覚右衛門を頼ってここへ来たとする（一ウノ二オ）。この笠の浦は、笠浦（現松江市美保関町）のことを指すものと思われる。

九右衛門は秋鹿郡永井村にある「金光山朝日寺」に参詣したとする（三ウノ四オ）。永井は同郡の長江のことで、『雲陽誌』にも載り現存する金宝山朝日寺を言おうとしたと解し得る。「前に湖水をかまへ、又境内云計りなき靈地なり」と記すのは同寺の実態と合致する。また「本尊は正観音恵心僧都の御作にして靈験あらた也」と記すが、『雲陽

誌』では「本尊十一面観音行基の作なり」とする。「笠の浦より観音の霊地(朝日寺)へは道法四五里も有ける」と記すのは、経路にもよるが、実態と大きくはかけ離れない。

村本左仲太は、朝日寺からの復路、濱定を打過て天林山なる所で早川源蔵に斬られた。濱定は浜佐田(現松江市浜佐田町)。天林山という名称は把握し得ていないが、「一方は海也。上はけわしき山坂にて道も難所にて一騎打の所なり。並木の松も茂り、物淋しき所なりける」(七オウ)との記述から、天倫寺の位置する宍道湖岸の丘陵、即ち荒隈城跡付近を指そうとしたものと思われる。『雲陽誌』に「前は宍道湖荒隈の土手数十町水に傍て伏たり。土手の左右に並木の大松あり」とする。なお、「此所は霊地(朝日寺)よりは道法二里余りもあり」(七オ)とするのも実態と合う。

九右衛門が左仲太を葬ったとする洞光寺(十二ウ)は、尼子氏に由来を持つ古刹で、『雲陽誌』意宇郡の部に出、松江市新町に現存する。早川源蔵が出奔した後彼の妻子が移り住んだ大原郡畑屋村(十七オ)とは、『雲陽誌』大原郡の部に「幡屋」と記される地(現雲南市大東町幡屋)のことである。以上の如く、松江とその近辺の地名に関しては、実態との間に際立った齟齬はないと言える。

左源次は敵源蔵の行方を追って出雲国を出、米子、大山権現に立ち寄り、そこから一度東へと進み、赤崎(現鳥取県琴浦町赤崎)へ行った。「此所は諸国廻船入津の所也」(十九オ)とするのも実態と合う。再び西へ戻り、溝口(現鳥取県伯耆町溝口)から、仁部(二部)、根宇(根雨)、板井原、新庄、上加茂(美甘のことか)を経て勝山に至ったと、出雲街道の宿場を列挙する。左源次は勝山の玉藻権現で源蔵を見出したが返り討ちに遭った。この玉藻権現は、化生寺の鎮守として、

玉藻前(元は九尾の狐)が化した殺生石が祀られる所。なお、高田という地名が出るが、勝山の旧称である。

以上の通り、全体にわたり、地理的な扱いに関して実態との大きな齟齬はない。但し、出雲街道の宿場も単に名を挙げるのみであり、勝山に至ると地理の説明も具体性を欠くようになっており、机上の知識として扱っている可能性がある。これに比して松江とその近辺の地理に関しては、ある程度実態を把握しその地を想起しながら書いているように窺える。

人名に関しては実態との合致あるいは近似が認め難い。松江藩主松平出羽守の家士新井伝右衛門(五百石、番頭)の組下に、村本九右衛門(子左仲太、左源次)が仕えたとする。また九右衛門の友人瀬村覚右衛門、敵の早川源蔵、検使として遣わされる永井江太夫、栗田丈右衛門の名が表れる。しかし何れも、松江藩歴代家臣団の総系譜『列士録』(鳥根県立図書館蔵)、『宗衍公御代御給帳』(鳥根大学附属図書館桑原文庫蔵本に拠る)に該当するものを見出し得ない。

一般に地方実録(事件の起こった地元で作成された実録)では、固有の人名、町の人の営み等について、その地に住む人にしか知り難いような踏み込んだ記述が入る傾向がある(例、『雲陽秘事記』『三巴八雲の敵討』など)。地名のみにおいて実態との合致近接が見られることから、本作の作者は、松江と何らかの繋がりを有し特に地理に関しては一定の知識を備えているものの、居住する者ではないのかもしれない。但し、地元色が希薄であることについては、もう一つの理由が考え得る。それは、この話自体仮構のものである可能性が高いと見なし得ることと関係する。ある者が横死を遂げ、遺された者が敵の行方を求め諸国を廻る、その間に敵は剣術師範等として新たな主君に仕

官する、これを漸く見出し終に討ち取る、というのは、敵討実録の典型的な筋である(例、『石井明道士』『北野聖廟靈驗記』など)。このような筋の上に地元に関わる事柄を細かく書き込んで、それは修飾にしかない。一方、实在事件を元に当地で実録が生成する場合は、地名人名、町の人の営み等を多く配置しながら、この地のこうした様相の中から事件が生起したと捉えて描いていく。本作はこれとは発想の方向を異にするものと思われる。

筋は前記の如く、敵討実録の典型を出ていないが、では作者の努めたところはどこにあったのか。この実録の最大の特徴は、養子の敵討、しかも既に没した者を敢えて養子として貰い受けその敵を探索して討ち取ったという点にある。瀬村覚右衛門は当初から村本九右衛門父子に助力していた。左伸太が討たれ、左源次は敵討を志し藩から許可を得たが、老親のことを案じ覚右衛門に託したいと望んだ。覚右衛門はこれを快諾し送り出した(十六オウウ)。しかし、後に覚右衛門が自身敵討に出ることを藩に願ひ出た文言には、既に一〇年前に養子の契約は済んでおり、よって左源次が敵討の志を養親である「私へも申聞候故、尤に存」じ藩に願ひ出るよう彼に指示したと述べている(四十五オ)。また敵の在処を見出し津和野藩に願ひ出た文言には、「(左源次を)私一存にて敵討に差出候所討果され申候」と述べている(六十一ウ)。即ち覚右衛門は、左源次が横死したのは自分の責任であると、故意に主張しようとしている。このことは、帰参した覚右衛門が自身の次男を九右衛門の養子に遣つて家を継がせたというところへと帰結する。九右衛門は「兄弟同前に致す瀬村」と言い、覚右衛門は「生死も共にと存」ずると応じていた(十六オ)。「偏に覚右衛門が朋友の交を厚くせし、其実情有心より起れる事」(六十八オ)という特徴ある

敵討譚を制作することに、作者の意図は置かれていたと解し得る。

以下前号に続き、「村本左源次死骸掘出す事附り庄屋百性共仕置之事」以下大尾までの翻刻を掲げる。なお、前号掲載部分末尾(四七ページ下段、翻刻終わりから二行目)に誤りがあったので、訂正したい。

(誤) 百助を案内として ↓ (正) 万助を案内として

村本左源次死骸掘出す事附り庄屋百性共仕置之事(三十四オ)

頃は十月中旬の事なりけるが、百性万助が白状にて左源次が死骸埋めし所も慥に相知れ、又八右衛門が百性方への非義の捌一々相しければ、先死骸掘出し吟味逐べしとの事にて、万助を案内にて死骸掘出し則役所へ持来りける。時の役人近藤定右衛門、曲測内膳兩人、徒目付北川専右衛門、西村万次申けるは、「扱も死骸掘出し持参致させ申候所、斯のごとくに薦に包、又矢拾五本、鼻紙入沓ツ并大小衣類は如何致候」と申ければ、近藤曲測聞届、扱薦をとらせ(三十四ウ)着類をぬがせ吟味有ければ、最早疵も爾と見へざれば、数ヶ所有体也ける。鼻紙入の守り袋披き見る所、万助が白状に違はず、所書性名慥に有。扱矢拾五本一々相改る処に、矢柄に書付有り。能々見れば、当家中の諸士相沢定之助、岩倉専右衛門、松山左膳と青色にて印有り。矢の根を見れば、五寸程の釘を指込亭にてまき付たり。「是は如何成事哉」と役人もあきれながら、「姓名有からは先三人の諸士寄相尋ばや」とて、則御出可有旨申遣しける。相心得て三人の人々(三十五オ)

出ける処、段々の次第を語り、右之矢を見せ相尋ければ、相沢岩倉松山申けるは、「是は成程我々が矢也。然共矢の根を芋にてまき釘を以ては用ひ不申。又所持の矢盜とられし覚なし。如何成不審成事」とぞ、三人目と目を見合たる計当惑して見へけるが、岩倉心付て申様、「先達て玉藻の社へ私共願望にて、壹寸八分の的矢奉納申候。若其矢を盜取かゝる振廻をなせしや。玉藻の社人を呼寄、夫をも得くと御尋可被下候」と申けるゆへ、(三十五ウ)急ぎ神主召せとの事にて、早速神主呼寄段々尋有ければ、「成程先達て的矢御三ヶ人分御奉納にて、今に神前に絵馬板に御性名まで印し御座候が、矢の有無は見覚申さず」と申ければ、其意に随ひ持来しを見れば、矢壹本もなし。「相沢定之助、岩倉専右衛門、松山左膳奉納、宝曆十二年孟夏上旬」と有ければ、役人申けるは、「扱は此矢奉納の矢を盜取釘を以て矢の根となし、悪者共の仕業と見へたり。縦又各々立向はれしにもせよ、(三十六才)姓名を印有矢にて向ひながら釘を矢の根となし芋にて巻向ふべき様なし。くもりなき各々の心底誠に照し給ふ権現の絵馬にて、射ぬく程に相わかりたり。然ば最早御用なし。退出あれよ」と有ければ、三人も大きに悦び、「さてく思寄らざる無実の難も出来ものかな。然共先身の上平さんに相濟難有」とは役人に一札を述宿所くへに帰りける。「扱神主も御用なし。立帰るべし」との事ゆへに、暇申て立出る。扱近藤、曲測(三十六ウ)え申けるは、「此左源次とやらん敵に出合し処に、敵悪者を頼神前奉納の矢を盜取矢の根を拵へ遠矢にて射させ返討と覚へたり。何にもせよ、非義非道の庄屋が拵。かゝる大事を私に軽々敷取納たる条言語同断の曲物也。其上数日の拷問にも偽りを申段重々の科人也。夫庄屋其外の者八助をも呼出すべし」と有しかば、則引出し白すに引すへる時、兩人声をかけ、「庄屋年寄数日の吟味偽り

し条重罪なり。既に包み隠(三十七才)せし事を万助が白状にて、左源次が死骸をば掘出させたり。此死骸を見ても陳ずるや」と申されければ、庄屋年寄胸ふさがり言句も出ず閉口すれば、又近藤曲測詞を揃へ、「扱々己等憎き取捌をせし事哉。斯る大事を隠密し上を軽しめ押計ひたる取捌の段、重々不届千万なり。去ながら今日の沙汰にも及難し。此事上聞に達し御下知に任すべし。先夫迄は庄屋年寄百姓共を獄屋へ入置べし。扱八助己も年々不納仕、其上(三十七ウ)稼も心がけざる段、不届至極也。乍去此度村役人我意の振廻にて村中騒、包み隠さず村方の愁をしりぞけ候心がけ故、其科を指ゆるし後日に御沙汰有べし。先揚屋引入置べし」と夫々に云付、夫より「其死骸桶へ入置べし」とて、早速桶を申付取寄せ、則是へ入塩漬となし、夫より勝山の城下へ兩人段々の次第相達しける所に、村役人の仕方不届きに思召、庄屋年寄兩人は死罪と極り、五人組并百姓共は所追放申付べしと被仰付ける。扱左源次死骸は駕籠に(三十八才)のせ、城主より出雲国へ役人近藤定右衛門、徒目付北川専右衛門、西村万次、其旨足輕五人を添、逐一に申付られ遣されける。松江の役人方へは懇に挨拶し馳走大方なら者の事なれば、早速請取れ、勝山の役人へは懇に挨拶し馳走大方ならずして帰りける。扱夫より勝山にて十二月廿五日八右衛門は勝山の城下二里程も道法有高田と云処に於て打首に被仰付、年寄万右衛門も同日死罪に被仰付、五人組并頭百姓共は此日追放、八右衛門は跡嗣所、其外跡は家宅へ障りな(三十八ウ)かりし(と)かや。扱八助は高田村へ返り庄屋が田地の内を元所持したる程下し置れ渡世いとなみける。夫は我意を振廻し者もなく、弥村中平均に納けるとかや。扱死罪に仰付られ候砌、八右衛門が死骸のかたわらに何者かしたりけん、露ちりと思ひし事が高田(に)て生ていらぬ村の八右衛門

高白と思はぬむねが顕はれてまた見る事のならぬ美作(三十九才)悪事のみ庄やが捌の高白で落にし首は十夜の御所払どのよふな悪事なすとも是高田みなの悪心なをも高白罪しれて何と庄屋の八右衛門能きみじやなと人は美作

村本左源次が死骸親九右衛門へ被下事

去程に村本左源次が死骸勝山より松江へ送り届ければ、則松江方役人永井江太夫、栗田丈右衛門請(三十九才)取れ、猶送來られし人々に委細聞届、其上懇に饗応してぞ返しけると也。松江の太守が勝山へは須藤富次右衛門使者として礼謝送られけるとかや。左源次死骸をば、親九右衛門を呼出し美作国勝山へ送來られし段伝へ、其上聞届し通り段々申聞せ、「死骸は其方へ下さる、間早々引取べし」と申渡されける。九右衛門偏に夢の心地、朝暮待暮らせし所にかゝる体を見聞して大きに仰天し嘆けれ共、(四十才)致べきよふもなく、泪ながらに死骸をば先引取ける。覚右衛門へも段々の次第を咄して九右衛門申様は、「拙者兩人迄子供有しを、不慮の事にてあへなく失ひ候段、如何計無念腹わたを立といへ共、某斯年の寄其無念報ずる力なし。殊に敵の有所とても知れざる事也。某明日をもしらぬ老命口惜き次第也。所詮ながらへなば此上又如何様のうき目恥辱有らんも計がたし。若し左様成事有時は冥途にての障なり。兎角死す(四十才)べき死ざれば死にまさる恥有と承る。いさや愁傷に心を痛め病出て病死せんより、いさぎよく片時も早く切腹して兄弟の者共へ追付死出三途を伴ひ可申。介錯頼、覚右衛門殿」とて、帯せし脇指拔出し肌をつくるげ既にあやうく見へける。覚右衛門大きに周章取付て漸に押しづめ、「先々御待

松江藩士に関する実録『宝武実情記』(下)(田中則雄)

候べし。成程貴殿思ひ詰玉ふ所尤左も可有事至極也。乍去是には思慮も可有事也。ひたすら思召留被成べし。又貴殿御生害有(四十一才)とて、兄弟亡執晴しの方便もなりがたからん。兎角は人の死は安し生は難し。死なん事は急ぐにあらず、何分にも御留べし。生死も共にと存候拙者が申事御承引被成候へ」とくり返し申ければ、九右衛門も泪ながらに、「流石は朋友のよしみとて此程の心遣ひ。殊に左程まで心を砕き仰下さる、貴辺の深切、いかで無になし申べきや。おしからぬ命なれ共、然ば仰に任せ可申」とて止りぬ。扱覚右衛門黙然として居たりしが、九右衛門に向ひ申(四十一才)様、「貴公(へ)願有り。如何願の趣叶へて玉はるべしや」と有りければ、「こわ改し仰。拙者へ願とは何事やらん。仰聞れべし。一命にても進上致すべし」と他事なく申ければ、「左程成事にてもなし。ちと存念御座候へば、左源次拙が養子に申受たし。尤伴も御座候へ共幼少御座候へば、家相續覚東なし。殊に忝人の子息に候へば、何卒申受たし」と子細有げに申ければ、「成程存命致罷在者に候は、何か辞退可申様はなく候へ共、御存のごとく成行し者を、何故斯は御所望候や」と不審しけ(四十二才)れば、覚右衛門申けるは、「ちと存念御座候故、相果候とて苦しからず。兎角申受度」由申ければ、「左程に仰らる、事に候は、兎も角も御意に任すべし」と申ける。「時至らば弥左源次拙者申請候」と堅くけいやくをなし、扱覚右衛門申様、「扱も貴殿十ヶ年以前此所へ拙者を頼として御出の砌、拙者其頃病身、殊に伴共未幼少の事なり。いかに末の頼もうすく力なく存せしま、貴辺の子息の内次男左源次究竟の若者末々も頼母敷骨柄故、無理所望致せし(四十二才)処、流石他事なく致程にて、成程左源次遣すべし。然ば申受べしと約束仕候所、夫今次第に拙が病氣も全快故、今日明日と引取候ものばせし内、

四一

不慮に兩人共に相果候事、如何計氣之毒に存言語に絶す次第也。去にても左源次事は一旦申請し拙者が伴に御座候へば、なさぬ子は義理有り、敵は何国に隠忍ぶ共、尋出して討果し、伴が亡執を晴させ、且は実父への申訳をも仕らん存念ゆへなり」と語りければ、九右衛門門聞て申けるは、「扱々忝思召な（四十三才）れ共、夫も詮なき事也。御捨置下されかし。あられぬ辛勞をなし、殊に御上迄御苦勞申上候事恐れ多き次第也。是非く御留り下されかし」とさまぐ留めければ、覚右衛門申様、「いやく左源次事は拙者が申受し上は、其元の子にあらず。又拙者も一旦申請しからは我子の敵、そも安穩に置べしや。尤以前のごとく君に仕へる身にあらば願出すに寸隙に有べきが、畢竟流浪の身を憚ればこそ、一日もゆとりして傷をます也。縦又実父の其敵（四十三才）よしにと留る迎も、人の人口も有なれば、此儘捨置なば、義道も知らぬ人面獸心とや人の云んも口惜しくぞんじ思ひ立なり」とて、さらく留るべき気色ならねば、此上はとて九右衛門も同意しけるとぞ。扱覚右衛門は、「九右衛門が身の上能々いたわり心をつけよ」と、惣領は覚之助とて十八才、弟は専次郎迎十五才なりける兩人の子供へ懇に申付、妻室にもとくと云含め、夫より勝山向諸事さし支へなきよふに取賄ひ、扱願を出す支度をぞ急ぎけるとなり。（四十四才）

瀬村覚右衛門敵討願之事

頃は十二月中旬なりける。覚右衛門朋友のよしみ忍兼、謀を以左源次を我養子に貰ひ約束なし、夫より養子の敵討度との願をぞ指出しけるとかや。其文言は、

此度村本九右衛門伴左源次、兄の敵討先達而願出候所、願之通相叶諸国相尋候所、返り討に逢申候段、九右衛門え被仰聞、私に於ても逐一承知仕候。左源次義十ヶ年已前私病身之上伴共幼少にて末々の頼（四十四才）うすく奉存、右九右衛門へ左源次申受度段申候所、成程遣し可申由、貰ひ可申との事にて、契約仕候。其後私義追日病氣快氣仕候故、いつとなく左源次引取申事今日明日と相延内、左仲太討果されし時、左源次兄の敵にて御座候得ば討留申度由私へも申聞候故、尤に存願出候様にと申候故、早速御願申上候。諸国流浪仕候所、不運にて返り討に逢ひ申候故、二度敵討の御願相成不申、其事は事切申候得共、左源次義は一旦約束仕候養子の義に（四十五才）御座候へば、実父の手前、且は実子ならねばと世の人口如何計恥敷奉存候。尤私蟄居の身にて御座候へば、斯申上候もおこがましく奉存候へ共、何とも実父の手前打捨置がたく願上候。何卒左源次が敵尋搜し討留亡執を晴し、亦父への義理につまされ申上候段、何卒御慈悲を以敵討被仰付被下候様奉願上候。

と相認てぞ指出、又役人えも内々にて頼ける故、色々御前云なせしにや、早速御請遊ばされ、願之通被仰付ける。（四十五才）覚右衛門天にも登る心地して九右衛門にも斯と語りつ、夫々家内を片付旅行の用意取賄ひ、暇乞して立出る。妻室も九右衛門も涙ながら、「源蔵は大敵なり。必々仕損じ給ふな。頓て吉左右御知らせ給るべしと相待申候」とて、門送りして影見ゆる迄見送りける。兄弟の子供も立出て見送りしけるとなり。覚右衛門笑ひながらに申様、「少しも氣遣ひし給ふな。源蔵は縦鬼神の術を振ふ共、某又仏神の加護にてなどか仕損じ可申。追付仕おふせ立か（四十六才）へり御目に懸るべし。さらばく」と立別れ涙にいさみ取まてこそ立出る。

瀬村覚右衛門敵を伺事

扱も過つる頃村本左源次返り討に討れしは、九右衛門が嘆き大方ならず。覚右衛門も朋友の好身にて共に袖をしぼりしが、見るに忍びず願を出しけるは、養子の敵との事に付、願之通り相叶ひ、則家宅諸事の事取賄、夫より暇乞して旅路にこそは立出し。頃は宝曆拾貳年十二月下旬なりしが、「先(四十六ウ)近国心にくしといへ共、左源次が討れしは美作国勝山なれば、いかにも此所に住居にてもするやらん。何にもせよ尋見ん」とて、夫への道筋城下くゝに足を留、先米子と云ふ所へ出、夫より溝口、仁部、根宇、板井原、新庄、上加茂、何れも四五日づ、程滞留し心をくるしむ計りなり。夫より日を経て勝山城下に着にけり。爰にては四五日も逗留し、かなたこなたと尋廻り、亦人立多き処などへは立寄て日をくらしける。色々人の噂をも聞つる処に、(四十七才)左源次が討れし事をいふ者有し故、是へもたより聞し(か)ども、是も嘶伝へを聞しものなりしかば、其実を知らず。唯権現山とやらん言所に而有し事のよし申に付、さらば権現山の奥在所に住居するも計難とて、其在々を尋けれ共夫としればき便もなければ、「扱此所をば立退候とみへたり。何国に行けん。さは有共、命限り尋出さで有べき」と、「若備前の方へ落行しか、是を(四十七ウ)も見ばや」と、夫より備前国久世村と云所分船路十八里有ける便船に取乗尋行、此所にて十日計尋、夫より同国岡山の城下へも行て尋けれ共、夫しれべき便もなく、そこにて思ひ付しは、「源藏古郷の主君に仕へし時、大坂上町筋に至極心安き者有て折節毎に文通せし事聞及。今は身の置所なき儘に、是を頼みて登りたるも計難し。さらば是を尋

見ん」とて、備前岡山今大坂返船路四十八里を船に取乗、追手能大坂の川口にぞ(四十八才)着船しぬ。扱くがへ上り、大坂八軒町近江屋清左衛門と云者方へ落付、色々に心掛上町筋を尋けれ共、曾てしれず。さのみ知るべき事もなかりせば、夫はもし伊勢路の内か、また草津なども逗留し、石部勝山^七などにも逗留し、段々宿々を尋廻りて行所、能々思ひまわせば、中々はへは行まじとて、土山より引返して大坂へ出、兎角心掛りとて廿日余り日を送りて尋しかども、更に以前に替る事も伝へ聞ざりしかば、夫分堺へ出四五日足を(四十八ウ)留しか共相知れざれば、和泉、河内、大和奈良其近辺繁昌の地には五日十日程づ、足留して、色々と人に便り諸人の噂を聞所に、露程も知れず手懸りもなく中々知れべき処なければ、此上は隣国を尋るにしくはなしと、又もや大坂へ、夫分尼ヶ崎に至り、是は廻船入津の所にて賑ふ所也ければ、是にも二三日滞留して尋けり。夫より明石の城下へ趣き五七日相尋、播州姫路に至り、夫分備前海道へ出、新田の城下、備中へ移り、松山、川瀬、芦盛と、段(四十九才)々城下くゝに五七日亦は十日十五日宛日を送りけるとぞ。夫よりは備後国加茂、福山、三好の城下打過て、安芸国広島にて暫く逗留して尋けり。是をも心懸、其外在々所々迄そこかしこと言差別なく、思はぬ道に夜を明し日をくらし尋ける心の内ぞせつなかりける次第なり。

瀬村覚右衛門道中難義の事附夜盜共を討取事

去程に覚右衛門は諸国を経廻り、其後周防の国(四十九ウ)岩国、徳山などの城下にも五日十日づ、日を暮しける。既に敵を何処、宝曆十二年今今年迄五年にぞ及けれ。爰にも知れざれば、夫より長門の国

へ趣、下の関、此所繁花の地なれば、かなたこなたと七八日逗留して、夫々長府にも足を留、又同国萩の城下へ趣けれ共、爰にても尋当ざれば、兎角石州へ赴んとて、萩の城下石州への海道筋は片側海又両側林の所も有。殊に人家絶たる淋しき道筋へ行懸りしが、日も既に暮に及けり。(五十才) 跡先へも遠き所也ければ、致べき様もなく、「所詮足に任て行べし。何程の事か有らん」とて、月なき夜半の朧夜にたどりくゝて行ける所に、向ふに人の声聞へければ、扱は通りも有やらんと、覚右衛門心頼みに思ふ処に、程なく近付見れば、雲を突ごとくの大男三人連にて来懸りて、三人の内より老人立寄て覚右衛門へ申様、「些御無心御座候。御叶被下べし」と申ける。「扱は此者共夜盜の類ならん。よしなき夜道に懸りし事かな。大事の身を以(五十ウ)仕損なば末代迄の恥辱、草葉の影迄無念也」と思ひながら、少もおくれたる色もなく、「何事哉、承て叶申べし」と何気なき体にて答へければ、「いや別義ならず。拙者共御覧のごとく浪人にて御座候が、此程露命つなぎ候かてに尽難義仕候。夫に付貴辺御貯も有仁と見請申候間、些拝借仕度、御無心申掛候」と云ければ、残りの式人も進み寄、「只今傍輩申ごとくにて、甚迷惑の折から、偏に御救ひと思召、御借被下べし」とぞ申ける。覚右衛門理不尽成(五十一才) 事とは思ひながら、「各々仰の趣承知致候。殊に御浪人と御座候へば、御不如意は至極御尤察入候。貯さへ御座候は、早々御心に任せ可申候得共、拙者も浪人にて諸国流浪の身の上、中々貯は御座なく候。亦我等に貯の有べきとは御推量御目違にて御座候。併し流浪は相互と乍申、各仰かけられ候義其儘にも成まじ。爰に所々にての分刀のたまり沓分御座候。是を進上仕候へば、甚難義仕候得共、仰黙止がたきま、些少なから進上仕候」とて、指出し(五十一ウ) ければ、「扱々御念頃の御志忝し」

とて受取、懇に一礼述て立別れさま、三人の者共後々抜打に切掛る。覚右衛門も斯でも有べきと心得居たりし故、心得たりと抜合戦ひながら申様は、「其方共段々の嘆き故武士の義を立、明日はうへ候(ぬ)程の金子をも遣はせし処、夫に目がくれ亦有べきと思ひ狼ぜきと見へたり。なぜ名乗かけて勝負せぬ。浪人となり切剣にて渡世し武士の義心をも失ひし犬侍となりしか」と云ければ、「奇怪なる一言。其息(五十二才) の根を留よ」とて、三人切て懸るを、事共せず、「さも有なん、人畜生。我がからだに刃物が立べきや」と笑ひながらに手練の早業、三人はつばなの穂先と抜連たる、銘々上段下段に構へ踊り上りて切込刀、或は裾を払ひ透をあらせず切掛る。覚右衛門は弓手へなくり妻手へ払ひ、踊上り飛上り、秘術を尽し爰を限りと働しかば、さしもの三人たまり兼跡へくくと引退しを、遁さじものと追討に、忽ち老人切伏て、残る式人は叶はじとにげ行後々、老人を大袈裟(五十二ウ) に打放しける。其間に今老人は運命やつよりけん、行方知れず成にける。覚右衛門申けるは、「二人は切留しが、今老人は行方を見失ひつる。口惜や。去にても此松原心にくし」と分入て捜せ共、どつちへ行けんしらざれば、詮方なく刀を鞘に納、又もや海道へ出、石州津和野の方へ心ざし、す、みながらに思ふ様、「我大事の身を以夜道にか、り斯のごとくの悪者に出合、若仕損じ仮初の事にて命を果しなば、是迄流浪して尋しは既に五ヶ年也、其間の辛苦を一時に水のあわとなす(五十三才) のみならず、一旦九右衛門と約せし義も立ず。又上へ願し甲斐もなき事共也なん。此上は夜道は慎むべき事也。乍去武運にも尽ずして、彼者共の内二人迄切留念なふ安穩に仕あふせし事の嬉しさよ」と、「是に付てもさい先よし。追付源蔵に出合討果べき前表、血祭りとや云ん。悦ばしや」と、心中に笑ひを含みながら道を急ぎける

とかや。

瀬村覚右衛門敵の有家聞出す事

されば覚右衛門は日を経て石見国津和野の城下にぞ(五十三ウ)着にけり。是にて暫く逗留し尋ばやとて、則城下の内町にて宮崎屋専助と云旅籠屋に落着、夫今此所の賑ふ所へは日毎に参詣ながらに立出相尋ける。折節打つゞき霖雨にて出がたく、甚徒然して宿りけるが、誠に馴染安きは人心とやらにて、いつとなく隣家に柄巻屋半助と云者有り。至極昔語など好るもの也。此者心安く来りて申様は、「霖雨の徒然嘸淋しからん。御嘶に御出被成候様に」と申ける。覚右衛門思ふ様、「兎角人に多く交り他の噂も聞度身の幸ひ哉」と、逗留のうち(五十四オ)霖雨徒然の儘咄しにぞ出にけるが、五七日も心安く物語内、弥心易なりける。覚右衛門思ふ様、「五ヶ年已来の流浪にて大小の柄もほつれたり。其上先頃悪者共に出合にて弥そんじければ、是にて敵に出合たり共叶ふまじ。さらば此休足の内半助へ頼み巻直し度もの也」とて、有時半助方へ行申けるは、「其元へ無心有り。叶給べきや」と申ければ、「如何様の事にて御座候。身に相叶ひ申候事にて候はゞ、御意に任せ申べし」と云ければ、「いや別の義ならず。某両腰国元出立の以前(五十四ウ)拵へしま、最早五ヶ年余りも打捨置、其上所々流浪の身の上故、拵べき程の逗留もなく打過たり。此程は殊の外損じ、目貫も落べきやうに相成候が、何卒其元此雨中に御拵へ玉はる事候哉。尤差急がれ候受取物も有べけれ共、練合候て成共致給るべし」と頼みければ、「委細承知仕候。早速御拵可申上候。夫しきの義改御聞られ候に及ばず。是(一)とき仰」と打笑ひて申ける。扱夫今段々咄しの

上にて、「其元様には連れ武術も有べき御仁と見受(五十五オ)候。何ぞ御流浪被成候や。如何成主君をも御頼被成武芸の御師範不被成や。乍恐仕へ給ふ思召にも御座候はゞ、当城主へ能手懸り御座候ま、御世話可仕哉。御心置なふ仰下さるべし」と懇にぞ申ける。覚右衛門申様は、「扱々過分成心ざし忝候。我等も元は近国の城主に仕へ小知をも頂戴せし身なりしが、一家共の誤りにて身退き、夫より如斯流浪の身となりしが、諸国の人の合力にて今日を送り候へば、少も心に懸る苦もなく、けつく奉録取ての交り心も(五十五ウ)軽く安気也。尤二君に仕へる存念に候へば其砌り奉公にも有付べけれ共、二君に仕へざる存念故也」と語りければ、半助聞て、「扱々御身の上又思召の程承り取締一入をくゆかしく奉存候。去にても武士の御氣質も御仕合も様々御座候。先是を御覽被成よ」と、傍成刀の柄を見せける儘、覚右衛門手に取上げ見て有ば、目貫鯨縁何れも金銀をつかねたる如くの彫物有て、立派の道具成ければ、覚右衛門申様、「さて(一)見事成る哉。当国御家人衆の御頼ものや」。「成程是に付嘶も御(五十六オ)御座候。此刀の柄は当国の御家人浅井主馬様と申、当時剣術の御師範被成候御方の道具にて御座候。御咄し申候も余の義ならず。此主馬様と申は当国の御家人となられしは三年已前の事也。当家に始て御出の時少しの身の上なりしが、ふと致候義にて御立身被成、其後御前にて甚御当家様御賞美遊ばし、夫今段々御加増御頂戴にて、今は式百石にて御師範被成候。元此仁は生国出雲国にて、則国主へ勤仕被成候時は早川源藏様とやら被申しと承り申候。尤雲州(五十六ウ)家と当家に見くらべ申候へば、御大家の事、当家は四万三千石にて、夫々御あてがいも少分故、彼仁などには御不足にも有べきが、併しながら式百石共御取被成候へば、何くらき事も有まじ」と、敵とはしらず嘶ける。是天道

覚右衛門が武意真実を哀れみ給ふと押計られて難有。覚右衛門、扱はと心中には大きに悦びながら、しらぬ顔にてよそにもてなしける。「其仁は仕合成人かな。是こそ誠に氏神の付添有ならん。併其身器量有る仁故、斯の如く登用せられしものと見へたり。（五十七才）浦山しや。誰々も器用にて斯は有度ものながら、愚智愚妄は皆身を恨みんより外なし」。又、「其仁の住所何れ」と問ければ、「御屋敷は外町筋にて御座候」とぞ申ける。覚右衛門不思議に敵の有家を求ければ、大に悦喜して、心中には天にも上る心地して、表には何気なき体にして、「早々刀の拵へ頼入候」とて、亭主に暇乞して別れ宿へぞ帰りける。

瀬村覚右衛門敵の有家見届け之事

斯而霖雨徒然の余りふとしたる縁にて柄巻師（五十七才）半助に近付四方山の咄の内に、五年以前より心をくるしめし敵の有所只一時に聞出しける事、是偏に諸神諸菩薩の恵み、未だ武運に尽ざる所也と、心中に悦喜して、「敵の有家とくと見定め其上にて願出ばや。又世界広き事なれば相名も有まじき物にてはなし。其上伊豆生国の者を出雲と云も計難し。兎角はやまりて一大事仕損じては如何」とて、夫令覚右衛門身拵をして、外町辺の屋敷くを爰かそこかと深あみ笠にて伺ひしが、心も剛に奥床しくぞ見（五十八才）へにけり。数日斯の如く伺ひける内、浅井主馬主用にて出しやらん、馬上にて帰りけるを、覚右衛門はあみ笠の内より見付て、「是こそ源藏也。飛懸て討果さん」と思ひしが、「今は当家の家来ともなり有之者事也。早まりては後日に身のなんぎ恥辱共成なん。有所さへ見届けたれば、更に急ぐにあらず」とて、夫より其近所成屋敷へ行、「此隣の屋敷の御名は何と申候哉」

と聞合ければ、「浅井主馬様と申候」と教へける。忝由一礼述て立出、「弥々相違なし」と打悦、「此上は当城主へも願上候ての上（五十八才）の事」と思ひ定め立帰り、夫より半助方へ行、柄の催促致す所に、半助申様、「扱々氣之毒千万申上べき様も無御座候。段々御断申上候通、私義御頼被成候夜分不食仕、夫より持病のしやくおこり、其上頭痛頻りに仕一向枕をはなし不申。夫故存の外延引仕候。私持病のしやくおこり申候へば、いつも十日程づ、打ふし申候。扱々難義千万成事に御座候。尤他へ頼申候て成共出来し指上可申候へ共、其元様無他事仰被下、其上御頼の事故、何卒少し間も枕をはなし申隙も御座候はゞ、私仕立差上可申（五十九才）との存念故、斯延引仕候。今暫く御待被遊可被下」と申候故、是非なく其日は帰りける。覚右衛門思ひけるは、「扱々折悪敷迷惑千万成事也。併半助が一言にて我日比尋し所に至り、其上彼者馴染うすき我等を無他事思ひて斯の如く挨拶をせし物を、無下に成して取返し外へ頼みては本意を失ふ次第也。又大小の出来ぬ内は卒爾に懸りがたし。如何せん」と当惑して日を暮しける。既に此間三日も過て、半助が持病も快気しければ、早速取掛、即座に大小共柄を巻立、覚右衛門が居間（五十九才）へ自身持参して申様、「扱々御頼の道具、持病に犯され存之外延引仕候。氣の毒千万奉存候。快く罷成漸唯今迄に出来仕候。手際も悪しく候へ共、巻立申候故、御覧に入申候」とぞ申ける。覚右衛門大きに悦び、「扱々御世話忝候。病中催促も氣の毒に存候へ共、我等当地を近々出立し古郷へ罷越申候故、心なき事とは思ひながら、無抛申上候。扱々驚入たる御手際天晴成大小となりける」と打悦びける。半助も、「御氣に入如何計難有」とぞ申ける。覚右衛門方々糸巻代共遣しければ、立帰りぬ。扱覚右衛門（六十才）思ふ儘に大小も出来寄たる事なれば、今は願にも出ばやとて、其

支度をぞ急ぎけると也。

津和野城主へ敵討願之事

去程に瀬村覚右衛門数日敵の有家を見届け、其後願出る支度をぞなしける。則石見国津和野の城下町奉行所へ敵討願書相認差出しける。

其文言には、

奉願上口上。私義生国出雲国にて、松平出羽守に仕へ申候所、永々暇申請、同国鳥根郡笠浦と申所(六十ウ)に蟄居仕罷有候。私養子の左源次と申者が実兄村本左仲太と申者、五ヶ年以前宝曆十二年の夏、同国天林山と申所にて左仲太傍輩早川源藏と申者に討れ申候。然る処、敵源藏其場合出奔仕候故、伴左源次実兄の敵難忍敵討罷出度私へ申聞候故、其段指赦^{ゆる}申候所、蟄居の身ながら古主出羽守へ段々次第相願候処、義心無^{ゆる}扱品と御座候て、敵討差赦れ、夫右源藏相尋の為、左源次旅行仕、源藏の行衛所々相尋申候所、右同年之内美作国(六十一

才)勝山の御城下脇玉藻権現と申社地境内にて敵源藏に出合勝負仕候内、源藏方には助太刀も多く、殊に遠矢を射かけられ申候故、伴左源次運尽、其場にて敵源藏が手に懸り申候。是は伴が運の拙き処力及ばず奉存候得共、元左源次義は私十ヶ年已前、彼者実親村本九右衛門と申者に貫請申候故、五ヶ年以前私一存にて敵討に差出候所討果され申候事、其儘には差置がたく、殊一旦養子と成命を果させ候様にも、世の人口も(六十一ウ)有り、且は実父へ対し申訳なく奉存、則右の通り古主出羽守へ願差出し申候所、養子の敵との事に候へば聞捨がたくと、願之通相叶、夫諸国尋廻申候所、漸尋当り、其名承り候へば、当地御当家様御家中に罷成浅井主馬と名乗り申候由、猶尋参候て見届

申候所、弥早川源藏にて御座候。此者前書に申上候通、私養子の敵にて御座候間、何卒御憐愍を以敵討被仰付被下候様偏に奉願上候。

と(六十二才)一々具に相認め指出しける。則津和野の役人吉川主膳、瀧村万之丞と云仁取次、右之願の趣を申上ければ、「養子の敵なれば敵を討て実父へ申訳にしたきとの義心は尤成事也。又年来諸国流浪し辛苦いとはず少も義心のたゆまずして尋出、今討果度段願出たる条、天晴の侍なり。夫に付源藏が生国よりの非義非道初て聞驚入たる事也。又美作国にて左源次勝負の刻飛道具にて返討したる段、比興至極の振廻言語に絶たる事也。然共此事片(六十二ウ)手打にも決定しがたし。猶主馬も呼出尋問、いよく覚へ有事に極ば、敵討申付べし。先主馬義は其方兩人へ預置間、事の次第尋べし。夫覚右衛門義馳走致べし」との事故、則宮崎屋専助宅へ津和野より馳走として役人日夜相詰奔走大方ならず聞へけり。

浅井主馬最期之事

斯而津和野役人吉川主膳、瀧村万之丞兩人、浅井主馬を預り、覚右衛門願之筋とくと問ひあきらむべしとの事故、兩人主馬へ覚右衛門申出候趣申聞候処、主馬(六十三才)が返答には、「成程覚へ有事共也」と申ければ、其段城主え達する所に、城主にも聞召れし上、松江の太守へ覚右衛門願の趣、又源藏に出合段、使者を以申達られし所に、松江にても、「仰之趣承知仕候。成程五ヶ年已前願出候故申付候」との御返答故、今は仇討と事極り、勝負申付べしとて、津和野の一里余り脇瀧原と云所に矢らひをかまへ、正面には役人の小家を建て、御目代として家老桑岸修理、其脇に吉川主膳、瀧村万之丞左右に別れ、御目

付役柴村吉右衛門、徒目付四人、同心六人、足輕(六十三ウ)六人は左右へ別棒を持警固す。此沙汰兼てかくれ無、近国の者共見物の為集り押合せり合見物す。兩人を東西に置、夫々役人主馬へ申渡されけるは、「其方美作国にて左源次と申者討果し立退申候故、養父覚右衛門其方行衛相尋候所、則尋当候に付、養子の敵に候へば、討留実父へ申訳達し度との義、覚右衛門願出候に付、義心黙止がたく、依之いよ／＼今日此所に於て勝負申付るもの也。双方尋常に勝負有べし」とぞ申渡れける。兩人畏て領掌しける。扱夫より兩人へ木具の膳塩菜にて湯(六十四才)漬食を被下、矢来の中にて是を給はる。其後徒目付式人立出双方の装束を改る所、相違なかりける。夫より役人茶碗へ水を入矢来の真中に置、兩人此水を呑しむ。重て役所より申渡されけるは、「双方立合相図として、此方今太鼓を相図に引取休足の上、神妙に勝負有べき也」と申渡れける。間もあらず相図の太鼓聞へければ、双方真中へすか／＼と立出、覚右衛門申けるは、「珍らしや源藏殿。五ヶ年已前古郷天林山にて我養子左源次が兄左仲太を討出奔せられし故、(養子左源次兄の敵として(六十四ウ)貴辺の行衛尋廻り、不思議にも尋当りし所に、玉藻の境内にて比興にも小敵に弓矢を以てたばかり討れし故、私又左源次は養子の伴なれば、某実父へ対して其儘にて捨置がたく、貴辺の行衛又候某尋廻りし所、尋当、早速に願申上候。則今日勝負被仰付事難有仕合、殊に久ぶりの参会、弥以大慶」と申ければ、源藏も、「仰趣一々覚有事共也。夫に付貴辺我等を付ねらはれし永々辛勞察入申也。此上は兎角未練なきよふに勝負を仕るべし」と、双方互に抜放し、(六十五才)源藏は三尺計の大大刀真中に立出て切込を、覚右衛門事共せず、受つ流つ上段下段双方互に手練の達者、火花を散していどみけり。猶源藏付入／＼打込太刀に、覚右衛門並手に成跡へ

／＼と退ける。見物の諸人胸をひやして見る処に、覚右衛門しきつて刀取直し、命限りと受流た、こふ内、源藏が眉見へした、か切付たり。源藏是にも少もおくれず、猶もいらつて切込所を、身をかまし、妻手をすつばと切落す。是に源藏たぢろぐ所を、覚右衛門透さず立寄、源藏を取て引(六十五ウ)伏せ声を上、「瀬村左源次魂ばく慥に聞。汝が敵源藏を父覚右衛門が討取たり。今こそ本望達るなり。草葉の影より請取修羅の亡執を晴し、速に仏果菩提に至るべし。兄左仲太にも斯と告よかし」と、夫とは云れぬ敵討、涙と共に左源次がかたみの脇ざし抜放し源藏が首をふつ、とかき切たり。見物の諸人一同に声を上、覚右衛門が武勇の程を誉にけり。役人も覚右衛門が武術義心を感じ合て、夫より覚右衛門を介抱して町宿へ送りけると也。扱見物の者共も一々見終(六十六才)り我家／＼に帰りけり。暫くして覚右衛門柄巻師半助方へ参り、「委細の義は御聞及も有べし。某誠は敵討に出たる者にて候。今日浅井主馬を討取事、是偏に貴公の咄しに依てなり。誠に我が為には氏神」と云へば、半助、「こは難有御仰かな。先以年来の御本望御とげ被遊目出度奉存候」と云ければ、覚右衛門も謝礼して宿へ帰りける。

瀬村覚右衛門帰参之事

斯て敵討の次第役人城主へ逐一申上ければ、城主にも覚右衛門が武術義心の程感心不斜、委細の趣早速出(六十六ウ)雲国へ遣所、松江の大守にも満悦致され、則受取に遣すべしとの事にて、請取役人津和野へ遣されける処、馳走大方ならず。則覚右衛門相渡されければ、出雲の役人受取られ、懇に一礼述てぞ帰りける。夫より四五日程経て出

雲国松江にぞ着にけり。則町奉行所へ同道しければ、役人永井江太夫、栗田丈右衛門出向われ挨拶終りて後、此段大守へ申上ければ、御感の余り、帰参致させべしと被仰付けるまゝ、永井江太夫、栗田丈右衛門畏て、右之趣覚右衛門へ申渡しければ、覚右衛門難有仕合の由御請(六十七才)申て後、「各々様へ御願ひ申上候義御座候。何卒御執成可被下候」と申ければ、兩人、「何事やらん」と申時、「されば某婦参仕候も偏に朋友九右衛門発端なり。殊に九右衛門義は一子もなく便すくなき老の身の上、一入哀と奉存候間、何卒恐れ多き願ひには御座候へども、拙者へ被下置候知行九右衛門へ少々にても被仰付下されなば、猶々難有仕合奉存候。此段御執成被仰上被下候様に」と願ければ、又々兩人右之趣申上候所に、上にも甚だ御不便と思召され、以前の御不興御免にて、(六十七才)兩人共に本知にぞ帰り、再び花咲身とはなりにけり。然共九右衛門には一子なく相続すべき使もなき儘、覚右衛門次男専次郎を養子となし、兩人共に弥々貞実に住へけると也。是偏に覚右衛門が朋友の交を厚くせし、其実情有心より起れる事、斯の如く義心有武士もまれならめと、諸人の覚右衛門を誉し言葉もそこばくとなく短筆に染め草するものなり。(六十八才)

宝武実情記巻終り(六十八ウ)

付記

本稿は、山陰研究プロジェクト「山陰地域の文学・歴史関係資料の研究と活用に関するプロジェクト」(二〇一九～二二年度、代表・田中則雄)、JSPS科研費一六K〇二四〇六「地方実録の生成に関する研究」の研究成果の一部である。

松江藩士に関する実録『宝武実情記』(下)(田中則雄)

***Jitsuroku* regarding a samurai of Matsue Domain, “*Hobujitsujoki*”**

TANAKA Norio
(Faculty of Law and Literature)

[Abstract]

“*Hobujitsujoki*” is a historical novel, *jitsuroku*, regarding an avenging by a samurai of Matsue Domain in 1760s. It has a feature as a modality of *jitsuroku* especially in the estimation of an incident and a character.

Keywords: *jitsuroku*, a historical novel, novels in Edo period